

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護運営規定

(事業の目的)

第1条

株式会社 THS&EK (以下「事業者」という。) が設置するケアサポートジョジョ (以下「事業所」という。) において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護 (以下「指定居宅介護」という。) 及び重度訪問介護 (以下「指定重度訪問介護」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護 (以下「指定居宅介護等」という。) の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者 (以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者 (以下「障害福祉サービス事業者等」という。) との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業の運営)

第3条

指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアサポートジョジョ
- (2) 所在地 富山市藤木 1542 番地 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名 (常勤職員)

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等 (以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。) を記載した書面を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、交付を行う。

(イ) 居宅介護計画又は重度訪問介護計画 (以下「居宅介護計画等」という。) の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 2名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条

- 1 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日および12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
 - (3) 提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日および12月29日から1月3日までを除く。
 - (4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 3 サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条

- 1 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 身体障害者（視覚・聴覚障害者を除く）
 - (2) 知的障害者
 - (3) 障害児
 - (4) 精神障害者
 - (5) 難病等対象者
- 2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 肢体不自由者
 - (2) 知的障害者
 - (3) 障害児
 - (4) 精神障害者
 - (5) 難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第8条

事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 前各号に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等)

第9条

- 1 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障がい児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障がい児の保護者に対して交付するものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護等を行う場合には、それに要した交通費の実費の支払いを利用者及び障がい児の保護者から徴収することができる。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収することができる。
 - (1) 事業所から往復10キロメートル未満 100円
 - (2) 事業所から往復10キロメートル以上5キロメートルごとに(1) + 50円
- 4 前3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障がい児の保護者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障がい児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障がい児の保護者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条

事業所は、利用者及び障がい児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障がい福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条

通常の事業の実施地域は、富山市内（当事業所から半径5km以内を基準とする。）
上記以外の地域は応相談。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条

- 1 事業所は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第13条

- 1 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条

- 1 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(身体拘束・虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体拘束・虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 身体拘束・虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

- 1 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等の完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 4年 2月 1日から施行する。

変更

この規程は、令和 4年 5月 23日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。